

## 職務限定職員制度（医療職員・医療事務職員等）について

### I. 目的

現行、大阪府立大学と大阪市立大学で異なっている基幹業務に従事する非常勤職員の制度を統一するとともに、原則として無期のフルタイム職員がその業務を担う体制とすることとし、その担い手として職務限定職員制度を導入する。当該制度の導入により、大阪市立大学の特定職員制度が廃止となることから、医療職員・医療事務職員等においても職務限定職員制度を導入する。

### II. 勤務労働条件について

#### 1. 採用

以下のいずれかの方法により採用する。

ただし、制度導入開始時点では(1)による採用のみとする。

- (1) 特定職員からの移行により採用
- (2) 特定有期雇用職員から選考により採用
- (3) 公募を実施し、選考により採用

#### 2. 雇用期間

職務限定職員として採用後、有期職務限定職員として所定の期間の有期雇用ののち、選考により無期職務限定職員に採用となる。

ただし、特定職員からの移行により職務限定職員として採用された者については、職務限定職員として採用された時点から無期職務限定職員となる。

#### 3. 試用期間

採用後3ヶ月間とする。

ただし、特定職員からの移行により無期職務限定職員として採用された者については、試用期間を設けない。

#### 4. 業務内容

特定職員が従事している業務。

#### 5. 昇任

昇任しない。

#### 6. 配置転換

勤務する事業場を超えない範囲内で配置転換を行うことがある。（例外的な取り扱いとして、組織の改編、業務の移管などにより事業場を超えての配置転換を行う可能性がある。）

## 7. 出向

出向しない。

## 8. 休職、休業

出向休職を除き、本務職員と同様とする。

ただし、本務職員の制度が統一される令和4年3月までの間の杉本地区事業場、私市地区事業場、阿倍野地区（医学部）事業場、阿倍野地区（医学部附属病院）事業場及び阿倍野地区（Medcity21）事業場で勤務する職務限定職員（以下「市大区分職務限定職員」という。）並びに法人事務局事業場で勤務する職務限定職員（以下「法人事務局職務限定職員」という。）の取り扱いについては、旧市大制度が適用されている本務職員（以下「市大承継職員」という。）と同様とする。

## 9. 兼業

勤務時間外の兼業について、兼業規程第3条各号の基準のいずれにも該当しない場合は兼業を許可することができるものとする。

## 10. 勤務時間

特定職員と同じ勤務時間とする。

## 11. 休暇及び職務専念義務の免除

本務職員と同様とする。

ただし、本務職員の制度が統一される令和4年3月までの間の市大区分職務限定職員及び法人事務局職務限定職員の取り扱いについては、市大承継職員と同様とする。

## 12. 給料

給料表による月給制とする。

給料表については別紙のとおり。

## 13. 初任給

別紙給料表の1号給の金額とする。

ただし、特定職員からの移行により職務限定職員に採用された者については、特定職員として受けていた給料を引き継ぐものとする。

なお、昇給制度を導入していない職種については、給料表の月額とする。

## 14. 賞与

期末手当（6月・12月の年2回 年間2.55月）を本務職員に準じて支給する。

ただし、採用後初回の期末手当については、採用時期に応じた在職期間を基礎として支給する。

**15. 退職手当**

支給しない。

**16. その他手当**

通勤手当、時間外勤務手当とする。

ただし、本務職員の制度が統一される令和4年3月までの間の市大区分職務限定職員及び法人事務局職務限定職員については、市大承継職員と同様に通勤手当、超過勤務手当を支給する。

**17. 昇給**

昇給時期は毎年1月1日とする。

勤務実績により0号給～4号給昇給するものとする。

上位：4号給 標準：2号給 下位1：1号給 下位2：0号給

**18. 昇格**

昇格しない。

**19. 社会保険**

厚生年金保険、健康保険に加入するものとする。

**20. 災害補償**

労働者災害補償保険の対象となる。

**21. 互助**

加入しない。

**Ⅲ. 実施時期**

令和3年6月1日